

出生サポート休暇に関する質疑応答集（令和4年3月改訂）

問1 出生サポート休暇の対象は、不妊治療の過程のどこまでか。体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定等のための通院は対象となるか。

答 体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定等のための通院も出生サポート休暇の対象となります。不妊治療を行っていた職員が妊娠し、不妊治療クリニック等から産婦人科等に受診先が変わった場合には、妊産婦である女性職員の保健指導又は健康診査（いわゆる妊婦健診）として、規則別表第2 11の項に規定する特別休暇の対象となります。

問2 「通院等」には何が含まれるか。移動や入院も含むか。

答 出生サポート休暇の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席等をいい、これらの通院や出席において必要と認められる移動（自宅又は職場と医療機関等との間の移動）を含みます。また、入院も対象となります。

問3 遠方への移動を伴う通院も含むか。

答 自宅又は職場と医療機関等との間の移動について、その距離は問いません。なお、遠方への移動が必要であっても、往復に要する日数が加算されることはありません。

問4 宿泊を伴う通院等の場合の取扱い（移動と治療等が連続していない場合を含む。）はどのようなになるか。

答 遠方への通院に当たり、受診日の前後に宿泊を要することや、連続して通院する必要がある際に現地に留まって通院を続けることが想定されます。移動と受診の間に多少のブランクがあるような場合でも、交通機関の状況等に照らして合理的と考えられる範囲内で、承認権者が「勤務しないことが相当である」と認めるものであれば、全行程に要する時間について本休暇を承認することも差し支えありません。ただし、本休暇の使用事由を満たしていない（空き時間に観光した等）場合、当該部分については本休暇の対象となりません。

問5 「通院等」にはカウンセリングを含むか。

答 原則として、不妊治療の一環として当該医療機関が実施しているカウンセリングは対象となります。

問6 「説明会」にはどのようなものが該当するか。

答 医療機関によっては、体外受精等の治療内容を医師等が複数の受診者に説明するために説明会等を実施していることがあります。このような説明会は、体外受精等を受けるに当たって出席が必須のものや、医師の指示・指導により受けるものが考えられますが、職員の受けている不妊治療の一環として認められるものであれば、その出席についても出生サポート休暇の対象となります。

問7 出生サポート休暇の対象となる「説明会」には、体外受精についての説明会だけでなく、一般不妊治療についての説明会も対象となるか。

答 出生サポート休暇の対象となる説明会は、体外受精についての説明会に限定されず、一般不妊治療についての説明会も対象となります。

問8 配偶者の不妊治療の付添い・送迎などの場合も出生サポート休暇の対象となるか。

答 職員本人が何ら治療を受けず、単に配偶者の通院に付き添うためだけの場合は、出生サポート休暇の対象となりません。
ただし、配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合等は、不妊治療に含まれると解され、出生サポート休暇の対象となります。

問9 受診後に体調不良となった場合等は出生サポート休暇の対象として認められるか。

答 出生サポート休暇は、「不妊治療に係る通院等のため」勤務しないことが相当であると認められる場合に使用できる休暇であるため、職場又は自宅から医療機関等までの移動、医療機関等での受診等に加え、受診後、職場又は自宅に戻るまでがその対象範囲となります。
採卵や移植の後に体調不良になるなど、受診と体調不良との関係が明らかな場合などには、出生サポート休暇の対象となり得ますが、そうでない場合には、年次休暇や病気休暇（事由を満たす場合に限り）により対応することになります。
なお、採卵や移植等を実施する日については、通常より診察等に時間を要することが見込まれることから、あらかじめ1日や数時間の休暇を申請することが想定されます。

問10 不妊治療による精神的な不安等のため勤務できないことを理由として出生サポート休暇を使用することは可能か。

答 そのようなケースは「不妊治療に係る通院等」に該当しないことから、出生サポート休暇の対象とはなりません。

問11 人工授精、体外受精等における自宅での採精、自己注射等については、出生サポート休暇の対象となるか。

答 出生サポート休暇は通院等を要件としていること、自宅での採精、自己注射等については、医療機関を受診する場合に比べて時間を調整することが可能と考えられるこ

と、休暇の事由の確認が困難であると考えられること等から、これらについては出生サポート休暇の対象としません。

問 12 第二子を希望して配偶者が不妊治療を受けている際に、職員が第一子の面倒を見るために出生サポート休暇を使用することは可能か。

答 出生サポート休暇は、不妊治療に係る職員自身の通院等を対象とするものであり、通院等から派生する子の世話を対象としていないことから、使用することはできません。

問 13 「不育症」（妊娠はするが、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてない状態）は出生サポート休暇の対象となるか。

答 不育症に係る通院についても、出生サポート休暇の対象となります。
なお、事由を満たせば病気休暇（妊産疾病）で対応することも可能です。

問 14 当該年の当初は休暇の期間（日数）が5日の範囲内となる不妊治療を受けていたが、当該年の途中から体外受精又は顕微授精を受けることとなった場合には、休暇の期間は、何日となるか。また、当該年の当初は、体外受精又は顕微授精を受けるため、休暇の期間が10日の範囲内であったが、当該年の途中でそれ以外の不妊治療を受ける場合には、休暇の期間は、何日となるか。

答 当該年の当初はタイミング法や人工授精を受けていて休暇の期間が5日の範囲内であったが、当該年の途中から体外受精又は顕微授精を受けることとなった場合には、体外受精又は顕微授精を受ける時点から休暇の期間は10日の範囲内となります。その後については、体外受精又は顕微授精以外の不妊治療を受けることがあっても、休暇の期間の上限は10日から5日の範囲内には変わりありません。

問 15 休暇の期間（日数）については、「任命権者が定める不妊治療」に係る通院等の場合には10日の範囲内とされているが、任命権者が定める不妊治療をしつつ、並行して別の不妊治療を行うことがある場合、6日目以降は任命権者が定める不妊治療の場合にしか出生サポート休暇を取得できないか。

答 当該年において、体外受精等の任命権者が定める不妊治療を受ける時点で、休暇の期間は10日の範囲内となります。その後、それ以外の不妊治療を受けることが、日数に影響を与えるものではありません。

問 16 年の途中に採用された場合の休暇の期間（日数）はどうなるか。

答 当該年の途中での採用であっても、休暇の使用上限期間に変わりはありません。

問 17 ある年において休暇の期間（日数）が10日の範囲内となった場合、翌年はどう

なるか。

答 休暇の期間は1暦年ごとのため、翌年において、自動的に10日の範囲内となるわけではありませんが、体外受精又は顕微授精を継続している場合、翌年においても10日の範囲となります。

なお、翌年に治療が継続している場合、再度証明書類の提出を求めなければならないものではありません。

問18 出生サポート休暇の繰り越しはできるのか。

答 出生サポート休暇は、5日（又は10日）の範囲内で使用できるものであり、あらかじめ付与されるものではないことから、仮に5日（又は10日）使用しなかった場合でも、翌年に繰り越されることはありません。

問19 出生サポート休暇の申請手続はいつ行うのか。

答 出生サポート休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所属長に申請しなければなりません。

ただし、例えば、週休日又は休日に医療機関を受診したところ、次回の受診日が週休日又は休日の翌日となった場合など、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができます。

問20 出生サポート休暇を申請する場合の証明書類の例としてどのようなものがあるか。

答 証明書類としては、例えば、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等が考えられます。

この例示は、証明書類として診断書や診療報酬明細書などの詳細な書類の提出を求めることにより、職員のプライバシーが害されることのないよう、簡便な書類を求めることを推奨する趣旨です。

領収書については、例えば体外受精は頻繁な通院と高額な治療費を要するものであり、治療の内容そのものが記載されていない領収書であっても、本人の申出と、領収書の記載によって、治療の頻度や金額から、10日の範囲内とされている体外受精や顕微授精を受けていることを確認し得ると考えられることから、例示として挙げたところです。出生サポート休暇は、プライバシーへの配慮が強く求められるものであり、休暇の申請・承認に当たり負担額を把握する等を主旨とはしておらず、休暇を申請した職員が金額を明記された領収書を示すことで体外受精等の不妊治療を行っていることの証明に代えることも選択肢として提示したものです。

また、治療の内容が分かる書類等については、診察券又は領収書以外で、医療機関が作成する治療に関するその他の書類を想定しています。

診断書や診療報酬明細書などの詳細な内容の書類については、職員が任意に提出した場合などは、証明書類として受領して構いませんが、まずは簡便な書類を求めることを検討し、詳細な内容の書類を求める場合においても、プライバシーの保護に十分留意する必要があります。

問 21 証明書類の例として領収書が挙げられているが、不妊治療の費用の目安はどのくらいか。

答 一般的に高額な費用負担が必要と言われている体外受精は、数十万円単位の費用がかかるかとされています。

問 22 出生サポート休暇に関して、どのような配慮等が必要か。

答 出生サポート休暇に関して、不妊治療の実態や仕事との両立の難しさについて職場の上司・同僚の理解が重要であり、職員が出生サポート休暇を使用しやすい職場環境を醸成することが必要です。そのためには、近年、不妊治療を受ける夫婦は増加しており、不妊治療を受けることは珍しいことではないこと、不妊治療は突発的かつ頻繁な通院が必要となること、治療によっては体調不良等が起こり得ることといった不妊治療に関する基本的な知識を理解し、共有することが大事です。

また、不妊治療自体が、プライバシーに関わることであるため、休暇の承認等に当たって、プライバシーへの配慮が強く求められます。承認権者はもとより、統括推進員や休暇処理業務担当者において、証明書類の管理をはじめ職員のプライバシーが保護されるよう配慮する必要があります。

問 23 出生サポート休暇と病気休暇のいずれの事由にも該当し得る場合、いずれの休暇とするかを申請者本人の判断で選択可能か。

答 選択可能です。病気休暇は、不妊治療のうち不妊の原因である疾病の治療（例：精管閉塞や子宮内膜症による癒着に対する手術療法）に係る場合等、病気休暇の事由に該当する場合に使用することができます。一方、不妊の原因等を調べるための検査や疾病に起因しない不妊（例：原因不明不妊）の場合は、病気休暇の対象となりません。